

第百回 参議院 法務委員会 會議録 第三号

昭和五十八年十一月二十六日(土曜日)
午前十時十二分開会

委員の異動

十一月二十五日

辞任

工藤万砂美君
竹山 裕君

補欠選任

徳永 正利君
園田 清充君

辞任

園田 清充君
安井 謙君
堀木 又三君
藤田 正明君
前田 勲男君
宮本 顯治君
関 嘉彦君

補欠選任

仲川 幸男君
大城 眞順君
岩崎 純三君
水谷 力君
吉村 眞事君
近藤 忠孝君
柳澤 鍊造君

出席者は左のとおり。

委員長

大川 清幸君

理事

竹内 潔君
中西 一郎君
山田 謙君
飯田 忠雄君

委員

岩崎 純三君
大城 眞順君
海江田鶴造君
土屋 義彦君
徳永 正利君
仲川 幸男君
水谷 力君
吉村 眞事君
寺田 熊雄君

國務大臣

法務大臣

政府委員

法務政務次官

法務大臣官房長

法務省民事局長

公安調査庁次長

最高裁判所長官代理者

最高裁判所事務

総局総務局長

最高裁判所事務

総局人事局長

事務局側

常任委員会専門

説明員

人事院事務総局

給与局長

法務大臣官房司

法制調査部長

菊池 信男君

吉岡 博之君

奥村 俊光君

大西 勝也君

山口 繁君

根岸 重治君

名尾 良孝君

柳澤 鍊造君

橋本 敦君

近藤 忠孝君

泰野 章君

阿村 泰孝君

批田田泰助君

法務大臣

法務大臣

法務大臣

法務大臣

また、本日、園田清充君、安井謙君及び関嘉彦君が委員を辞任され、その補欠として仲川幸男君、大城眞順君及び柳澤鍊造君が選任されました。

○委員長(大川清幸君)

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案及び検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案を便宜一括して議題といたします。

○委員長(大川清幸君)

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案及び検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案について、その趣旨を便宜一括して説明いたします。

○委員長(大川清幸君)

政府は、人事院勧告の趣旨等にかんがみ、一般の政府職員の給与を改善する必要があると認め、今国会に一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案及び特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案を提出いたしました。そこで、裁判官及び検察官につきましても、一般の政府職員の例に準じて、その給与を改善する措置を講ずるため、この両法律案を提出した次第であります。改正の内容は、次のとおりであります。

第一に、最高裁判所長官、最高裁判所判事及び高等裁判所長官の報酬並びに検事総長、次長検事及び検事長の俸給は、従来、特別職の職員の給与に関する法律の適用を受ける内閣総理大臣その他の特別職の職員の俸給に準じて定められておりましたところ、今回、内閣総理大臣その他の特別職の職員について、その俸給を増額することとしておりますので、おおむねこれに準じて、最高裁判所長官、最高裁判所判事及び高等裁判所長官の報酬並びに検事総長、次長検事及び検事長の俸給を増額することといたしております。

第二に、判事、判事補及び簡易裁判所判事の報酬並びに検事及び副検事の俸給につきましては、おおむねその額においてこれに対応する一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける職員の俸給の増額に準じて、いずれもこれを増額することといたしております。

以上が、裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案及び検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案の趣旨であります。

○委員長(大川清幸君)

何とぞ慎重に御審議の上、速やかに御可決くださいますよう、お願いいたします。

○委員長(大川清幸君)

以上で両案の趣旨説明は終わりました。

この際、暫時休憩いたします。

午前十時十六分休憩

午後十一時開会

○委員長(大川清幸君)

第二に、判事、判事補及び簡易裁判所判事の報酬並びに検事及び副検事の俸給につきましては、おおむねその額においてこれに対応する一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける職員の俸給の増額に準じて、いずれもこれを増額することといたしております。

○委員長(大川清幸君)

何とぞ慎重に御審議の上、速やかに御可決くださいますよう、お願いいたします。

○委員長(大川清幸君)

以上で両案の趣旨説明は終わりました。

この際、暫時休憩いたします。

午前十時十六分休憩

午後十一時開会

○委員長(大川清幸君)

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案及び検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案を便宜一括して議題といたします。

委員の異動について御報告いたします。

本日、堀木又三君、藤田正明君、前田勲男君及び宮本顯治君が委員を辞任され、その補欠として岩崎純三君、水谷力君、吉村眞事君及び近藤忠孝君が選任されました。

○委員長(大川清幸君)

休憩前に引き続き、裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案及び検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案を便宜一括して議題といたします。

これより質疑を行います。

第三部 法務委員会會議録第三号 昭和五十八年十一月二十六日【参議院】

一

質疑のある方は順次御発言を願います。

○寺田熊雄君 法務大臣にお尋ねをいたします。

現在、この委員会の審議の対象となっておりまして裁判官、検察官の給与引き上げに関する法律案です。これは、大臣の提案理由の御説明によりまして、一般の職員の給与に関する引き上げの措置がなされておるので、それに準じて裁判官、検察官の給与を引き上げることになったという御説明になっておられます。ところが、一般の職員の給与は、御承知のように昨年度、昭和五十七年度人事院勧告は、これは全く完全に無視されたわけでありまして、五十八年度も人事院勧告は六・四七％の引き上げをすべきである、こういう趣旨の勧告がなされておるわけでありまして、ただいま上程されております法律案は、一般の職員の給与、これは二％の引き上げにとどまっておりますわけでありまして、したがって、裁判官、検察官の給与引き上げも同じように二％アップということで改正案がいま提案されておるわけでありまして、

これは法務大臣は法律家であらうから、私があえて多くを説明する必要はないと考えますけれども、人事院制度、ことにその中核をなす給与に関する勧告の制度ですね、これは憲法二十八条によつて勤労者に与えられた団結権、団体行動権、これに、なかんずくストライキ権を公務員法によつて剝奪をしておる。これに対する代償措置として与えられたということは、これは最高裁の判例にもありますし、ILOの決定にもしばしば出てくることであり、国際的に承認を得ておることでもあります。しかるに、憲法二十八条の勤労者の中には公務員も含まれるということは、これは累次にわたつて最高裁の判例がこれを是認しております。これは疑いがない。

そういうストライキ権の代償措置として与えられた現行の人事院制度、その中核をなす勧告を五十七年度は全く無視してしまつてしまつて、五十八年度に至つても大幅な値切りをいたしておる。このような状態では人事院勧告制度が事実上完全にじゅうりんされてしまつておる。岸盛一最高裁の裁

判官方の少数、これは補足意見でありましたけれども、政府が努力をしなかった場合、誠実に努力をしなかった場合は、公務員はストライキをやつても処罰されないのだという言葉で極言しておるわけでありまして、

私も、この法律案をそういう意味で非常に遺憾に考へておるわけでありまして、法務大臣は国務大臣として、やはり憲法を尊重し擁護する義務というものを憲法上与えられておられます。どんなふうにお考えですか。法務大臣のその点に関する御所見をまずお伺いしたいと思います。

○国務大臣(森野章君) 大変微妙なお尋ねでございますけれども、政府が今度のこういう態度をとつたということが、憲法に触れるというふうな前提があつてこういう態度をとるということにはあり得ないわけですね。しかし、おっしゃる通りに結局こういう態度をとつた背景の事情というのは、要するにまあ財政事情が異例として厳しい、そういう状況下において真にやむを得ないという、そういう政治的理由がいろいろあるという、そういう論理しか成り立たないものがあるという、そういうまおつたように代償措置としてできた人事院の勧告の問題につきましては、よくおっしゃる意味もわかるのでございまして、だからといって前提としていまの厳しい財政事情のもとに真にやむを得ないという状況があるものですか、そこで憲法論というか憲法違反というふうな問題をやつたり何とか避けられるのじやなからうか、こんな気持ちで考へるはかないだろう。しかし、大変これは苦しい問題だと思つておる。私としてはもうそれ以上のことはちよつと言えないような感じがいたします。

○寺田熊雄君 こういう法律案は、当然これは閣議にかけて決定されたわけでありまして、政府としては人事院勧告をぎりぎりまで尊重するためにどれだけ努力をなさつたんでしよう。あなたが国務大臣としてこの法律案にやはり同調なさつたゆえんのもの、やはり政府はぎりぎりまで努力し

てなかつたこの人事院勧告制度を無視せざるを得なかつた、その間の事情は、やはり国務大臣として把握しておつてしかるべきものだと私は考へるのです。よ、いかがでしょうか。

それからまた、こういうものについて、大臣は大臣として、少なくとも人事院勧告制度が無視されたという事実については遺憾の意の表明ぐらいはあつてしかるべきじやないでしょうか。これを当然だとは思われないうでしよう。いかがですか。

○国務大臣(森野章君) まあ、決定といひますか、政府の決める経過の中では、給与の関係の閣議を開いたり、その前には関係者が集まつていろいろ相談をしたりして十分に努力をしたが、最大限の努力をしたがやつぱりこれしかできないんだ、財政当局等の事情を聞きまして、正直言つて仕方がないんだらう、最大限の努力をしたが仕方がないんだらうというぎりぎりの線であつたわけは了解するはかばかになつた、こういうふうな御理解をいただくはかばかはないと思うのでございまして、

○寺田熊雄君 これは一般の民間の会社のような場合とどう比較していいの。いろいろ考へ方がありますけれども、一般の会社の場合、従業員の賃金が支払えない、あるいは団体交渉で協定をした額まで支払い得ないという場合には、やつぱり銀行から借り入れして支払うというふうな場合がありまして、この閣議の場合に、こういう公務員の生活を守るため、人事院勧告を尊重するために赤字国債を発行して三千億余の資金を捻出することとはできないかというふうな議論はありましたか。それも全くありませんでしたか。

○国務大臣(森野章君) もちろん考へ方として赤字公債の問題、あるいは何か緊急借り入れみたいな、そういうことも、事務当局というか、われわれの閣僚に來る前段階においていろいろ考へてみて、しかしいまの財政事情ではとにかくぎりぎりもう来ちゃつてゐるものだからしょうがないんだ。最大限の努力を払つたがどうにもならぬということは、これは私もとしてもしょうがないんだなという、決してこういうふうなやり方という

ものが満足すべきものじやないということは私もよくわかるんですよ。

特に法務省なんか労働組合のない職員がいつぱいるのだし、私もそういう人たちが会つていろいろ意見も聞いたりして、困つたものだなという痛切な気持ちの中で関係閣僚会議なんか臨んで、一人一人の閣僚に、私は、実は何かならぬだろうかと、法務省なんか私もそういう役所なんだ。たとえば刑務所の看守の人たちなんか、組合がなくてなかなか厳しい仕事をしてるわけですから、何とかこれ政府の示したような程度の問題では、昨年から今までの問題で何とかならぬものだろうか、いま少しでもいいからということとは私もいろいろ努力はしたんですけども、しかし財政の細かな状況になりますと正直言つて私もよくわからないですよ。これはわからないと言ふと無責任のようだけれども、法務大臣としては財政の責任ということになれば、やつぱり連帯性で若干の責めはあるかもしれぬけれども、技術的な問題になりますとなかなかわからぬ点もあつて、とにかく最大限の努力でこれしかできぬということになればしょうがないんだなということ、で、私自身が実際に各閣に挟まつたような気持ちで、正直言つて組合の幹部の人たちとも私会つていろいろ話をしたんですよ。気持ちもよくわかるんですよ。

だから、その気持ちを反映させるといふのが私どもの責任ですから、特に組合がないところでは人事院と、それからその組織の長ですね、私はやつぱり責任があると思つておる。そういう意味において、私も一人一人の閣僚閣僚にも頼んだりしてやつたんですけれども、まあしかししょうがない、ことしはこれでいかにざるを得ぬというのがこの結論なんです。率直に申し上げて。

○寺田熊雄君 それではその問題はひとまずおきまして、法務大臣は行政庁の長として多くの職員がいま頂点に立つていらつしやるんで、それはやはり人事権も持つ、指揮権も持つ、そういう立場にいらつしやるのでありますので、ただ一介

ところが、これは先般もお尋ねしたように、そういう一般職員の上にあり、人事権や指揮権を保持して部下から仰がれておる存在であるあなたが、どうも政治家に古典道徳の正直や清潔さなどという徳目を求めるのは、八百屋で魚を求めるに等しいとか、あるいは政治家は下賤の徒であると

いうようなことをおっしゃると、一体そういうことをみずからおっしゃる方が果たして部下から尊敬を勝ち得るだろうか、本当に心服してあなたの命令に部下が従うだろうかという疑念を生ぜざるを得ないわけです。大臣は、ＩＮＦ交渉である、これはみんなが相当いような術策を弄するじやないかというふうなことをおっしゃる。だから、政治家に必ずしも正直ななという徳を求めても無理じやないかとおっしゃる。

なるほど、たとえばグラナダへの侵略、あれはアメリカ人の生命が危殆に瀕したとレーガンが言っておるけれども、だれ一人死んだ人もいないし危殆に瀕したという具体的な実情も報道されておらない。しかしそう言つて侵略をやつた。いろいろなそういう点を見ますと、何か正直の徳目を求めるのは無理だという大臣のおっしゃり方も、その面において一見もつともなように見えるのですが、しかしそれは何らかより大きな法益といいますが、国家的な利益を求めるため真にやむを得ないという場合にうそをつくというようなことが許される場合もないとは言えないと私は思うんですよ。

たとへば公定歩合の引き上げをするといへば、日銀總裁があらかじめはつきり言うことはできない。だから決まっても決まっておられませんと、あの人はいつも決まるまではそう言つて逃げている。われわれもそれは了とせざるを得ない。中曾根さんも、解散はたとえ腹の中にあつてもいつ解散するということは言えないでしょう。それはまたそれなりに合理的な理由があると思ひますが、しかし、政治家が自分自身の利益のために不

正直な態度をとる、あるいはとるべからざる金を得る、それはとうてい許されないし、また考えてごらんさない、政治家は一般に大衆に約束した公約というのはこれはもう守るべきものですわね。これはもう大臣も承認なさると思いますよ。より大きな国家的な利益を追求する必要がある場合でないのに公約を平然と破る、假証文を出す、これは私は政治倫理に反すると思う。

鈴木さんが五十九年度赤字国債脱却という公約をなさって、できないから責任を取るとおっしゃる。これは、私はやっぱり当然そうあつてしかるべきだと思う。正直さが要求されるわけですよ、政治家にね。亡くなった池田さんは、私は絶対にうそは言わないということをしよつちゅう言つておられた。私はうそを申しませんという池田さんの言葉、まだ私は耳朶に残っております。中曾根さんでさえも、私はこういう性格だからやると言つたら必ずやりますと言つて、何か自分の正直さを宣伝していらしやる。これは減税について。やはり、政治家は正直さがなければ国民から信頼されないだろうと思うんですよ。

よくトルーマン大統領が正直な男だということとが、アメリカ人のトルーマン大統領に対する信頼の基礎になっているということを言われますね。ジョージ・ワシントンの、初代大統領のあの正直さをわれわれ子供とき小学校の教科書で習いました。だから、政治家に正直さを求めるのは八百屋で魚を求めるに等しいという、それを求めるのは不合理なことであるというあなたのおっしゃり方は、事実としても間違っておるし、大變誤

解を受けるし、政治家に対する信頼を損ないますよ、これは。私も政治家の端くれとしても、正直でなくてもいいんだ、清潔なんかどうでもいいんだということは、断じてこれは承諾、承認することができないわけです。あなたは、やはりこういう政治家の信頼、国民からの信頼を損なう言葉、これは誤りとして私は取り消してほしいと思います。お取り消しになる意思はありませんか。いかがでしょう。

○國務大臣(秦野章君) 寺田先生もよく全体を説
んでいただければおわかり願えると思うのだけれど
も、人間正直でなくていいということとは言つてな
いんですよ。そういうことは言つてない。ただ問
題は、古典的な徳目と言つたのは、子供でもわか
るようなそういう徳目というものは、政治の世界
ではなかなかわかりにくいということも事実だと
思ふんですよ。

だけれども、たとえば大きなことを言えば、「修身齊家治國平天下」という、東洋のそういう道徳みたいなものがありますね。これは私は国家の永遠の理想だと思うんですよ。プラトンの哲人政治というのも永遠の理想だと思うんです。永遠の理想なんだけれども、同時にそのことのほかに、政治というものではいろいろわからないようなことがある。それもまあ子供にはわからないような。古典道徳の徳目というのは、要するに子供でもわかるような徳目、こういう意味があるわけですけれども、なかなかわからないことがあるので、むしろ政治の世界ではそういうことにならずに戦術といえますか、戦略といえますか、そういうものも必要なので、たとえば正直なところ、国会が開会をしましたね、そして、開会したら私は審議するのはあたりまえだと思います。ところが、やっぱいろいろな事情があって審議拒否。今度の国会でも審議をした日よりもしない日の方が多いわけです。これはなかなかわかりにくいんですよ、古典道徳というか、子供にわからせるような話からいくと。そういう問題が政治の世界ではいっぱいあるわけです。

けれども、この問題の中で一つ反省すべき問題は、議会政治のたてまえあるいはスローガンというものはいろいろ簡単に言えるのですけれども、どうもそれがたてまえとスローガンだけになってしまつと、本当の議会政治、やっぱり議會で本當に審議をしていくという本来の議会政治というものが見失われてしまふ。民主主義というものは何かたてまえとかスローガンがわりあい好きなような感じがするんですよ。そういう意味で、私は、こ

の際現実を一遍直視して見る、現実を直視して見るということで、そういう気持ちで現状直視のリアリティー、政治のリアリティーを私は話し言葉で語ったわけですから、文章、論文じゃありませんので、話し言葉で語りましたので多少不十分なんです、話し言葉ですけれども、とにかく現状を直視して、そこからやっぱり理想を描いていかなければ、理想の実践を求めていかなければなら

ぬ。お金がかかるという問題でも、やはり金がかからないような政治をどうしてもいいのかという、そういう具体的な理想を引つ張り出さないと、ただ、かかるかと言つたてしやうがない。

たとえば選挙区制の問題なんかでも、私はやっぱり中選挙区はいま先進国で日本だけだから、それは衆議院の場合ですね、そういうようなこともコストダウンを図る道はないであらうか等々、いろんなそういうお金がかからないような方向に行くための施策を生み出すには、リアルに現状を見てみるということから出発するために、そういう意味で私は話し言葉で語つたわけでございます。すぐに八百屋と魚ばかり出てきちゃうんだけれども、八百屋と魚の前に古典道徳の徳目から言えよという意味は、子供でもわかるようなそういう正直さ、清潔さというものがなかなか政治の社会では実現せぬのは残念だと、そういう意味で申し上げているわけでございます。

○寺田熊雄君 何か理事会の御決定ですと十一時二十六分までだということで、大変これは不意なことなのですが、最後の質問になると思います。が、大臣、あなたのおっしゃることが仮にそのとおりだとしましても、ただ、政治家全部が、政治家一般が下賤の徒である、それから政治家に正直さや清潔さを求めることはとてもできないよという趣旨のことをああいふ表現でおっしゃった、これは適切じゃないでしょう。よしあなたのいらっしゃるそういう意図でなさったとしても、あの表現はすこぶる不適切ですよ。それがやはり政治家、同僚の信頼や国民からの同僚政治家に対する信頼

を損なう、誤解を受けるということであるならば——これは事実そうだと思いますよ。法務大臣ともある方が、政治家は下賤の徒なんだ、正直さや清潔さを求めても無理なんだということをいふから、これは大変な誤解を受けるでしょう。

ですから、少なくとも意図に反しておつたこと、表現が適切でなかったという点で、やはり私はお取り消しになってしかるべきだと思いますよ。最後にそれだけお尋ねします。いかがですか。

○国務大臣(栗野章君) 先ほど申し上げておりますように、インタビューの話し言葉でございまして、説明不足のようなところはありますけれども、いまの下賤の徒の問題ですが、これも前置きがあるわけですよ。そこを抜きにしてそこだけ拾うと、それはおっしゃるようなことになるのだけれども、前提を見てもえれば私はそんなに間違つたことを言っていない。むしろ、正直言つて野党の皆さん方の仲間の方でも、名前を言っちゃ悪いけれども、あれはやっぱり本当のことだなど、こう言われる方もいふおるわけですよ。これは話し言葉で言えども多少足らぬところもあるということとひとと御理解をいただくほかはないと思うんですよ。

○寺田熊雄君 じゃ、取り消さない。

○国務大臣(栗野章君) ええ。

○寺田熊雄君 きょうは最高裁の方、それから公安調査庁の方々にもおいでいただいたのですが、いまお聞きになったように、私の質問を二十六分というふうにならな制限を受けておりますので、大変お気の毒でしたけれども、きょうは質問ができませんので了承していただきたいと思います。終わります。

○飯田忠雄君 法務大臣と、最高裁の方おいででしたらお尋ねをいたしますが、憲法で裁判官の報酬は、定期に相当額を支払うようにということになっております。そこで、これは憲法事項ですから、やはり憲法を守つてもらわなきゃならぬわけですが、この「定期に相当額」というのは、一体どういう意味に御理解になっておりましようか。

○最高裁判所長官代理者(大西勝也君) 裁判官の報酬のこととございしますので、まず私からお答えを申し上げます。

憲法に、裁判官は、「定期に相当額の報酬を受ける」というふう書いてありますこと、ただいま御指摘のとおりでございます。定期に申しますのは、申し上げるまでもないこととございしますが、ある一定の間隔をおいた一定の時期に報酬を受けるということとございします。いつでもいいという意味ではないということであらうと思ひます。相当額の報酬というのは何を指すかというのは、非常にむずかしい問題でございまして、一義的に決められる性質のものではないと思ひますけれども、やや抽象的になりますけれども、結局は裁判官の職務の複雑困難性と申しますか、責任の重大性と申しますか、そういうものにふさわしい報酬というふうな解釈されておるのではないかとこのうふうに考えております。

○飯田忠雄君 裁判官にふさわしい報酬ということとでございしますならば、別に人事院勧告によつてつくられた俸給表に従ふ必要はないわけですね。

○最高裁判所長官代理者(大西勝也君) 裁判官の報酬につきましては、一般職の職員とは異なりまして、裁判官の報酬法という特別の法律で特別の報酬額というものを決めていただいておりますわけでございます。

ただ、恐らく御指摘の趣旨は、人事院勧告等によりまして、一般職の職員の給与が上がります場合に、それと同じような比率と申しますか、ということとで上げておるといふことの当否という御質問にならうかというふうに考えますが、その点は、裁判官の報酬法の第十条というのがございまして、一応そういうふうな形で決まっております報酬につきましても、政府の方で一般の官吏について俸給等を上げます場合には、最高裁判所は、別に法律の定めるところによつて、一般の官吏の例に準じて増額するといふふう書いておるわけでございます。今一回も一般の官吏が上がりまうその

例に準じまして、この改正法によりまして最高裁判所が支給できるようにしていただくと、そういう趣旨でございまして、結局はこの法律の十条に従つた改正をお願いしておることにならうかと思ひます。

○飯田忠雄君 ただいまのような御趣旨でありまうするならば、その法律をもう少し訂正されまして、たとえば国家公務員の俸給を人事院勧告でやりになつたときに変動がございしますね。あの變動をそのまま横滑りをしていけばいいような、そういう法律に交えられればめんどろなことが省けるじやありませんか。

○最高裁判所長官代理者(大西勝也君) その点は、たまたま対応金額といふふうに申ししますが、一般職の給与の中にある一定の金額がございまして、それと同額のものとございします。それと同額でないものもあるわけとございします。そういうものにつきましましては、やはり法律の手当てをいたしませんことには、直接スライドすると申しまして、やはり一定の率を掛けて計算した上で法律の改正をお願いしなければいかなことになつておるわけとございまして、一般の官吏の月給をそのまゝここに書いてあるといふものではないわけとございしますから、やはりそういう手当てをお願いしなければいかなことにならうかと思ひます。

○飯田忠雄君 私が御質問申し上げましたのは、たとえば最高裁長官の報酬は内閣総理大臣の俸給に準じておりますね。そうであるなら、法律で表をつくりまして、最高裁長官の報酬は内閣総理大臣の俸給に準じて決めるということをしてあげれば、内閣総理大臣の俸給が上がれば同時に最高裁長官も上がるということになりますね。一々こういう法律案を出して審議する必要ないんですよ。そういう便利な方法を憲法が保障しておる裁判官の報酬ですからおとりになつたらどうでしようか。

○最高裁判所長官代理者(大西勝也君) ただいま御指摘のように、確かに最高裁判所の長官でござい

いますとか最高裁判所の判事というふうな場合に、総理または閣僚と同額に決めていただいておりますために、その点に限って申し上げますならばそれでもいいことではないと思ひますが、そうでない部分もあるわけとございまして、確実に対応していないところもあるわけとございしますから、やはり手当てが必要であるといふこととございします。

○飯田忠雄君 人事院の方おいででしやうか。——人事院勧告を出しになるときに、それぞれの官職に応じまして俸給表をおつくりになりますね。これは、その官職にふさわしい俸給としてお決めになったのか、それとも大体この辺の目安だといふこととおつくりになったのか、いかがですか。

○説明員(吉岡博之君) お答え申し上げます。私どもの人事院勧告では俸給表をつくらせておるわけとございしますが、俸給表のつくり方の基本は、まず民間給与を調査をいたしまして、最初に官と民との間の給与の較差を出すわけとございします。その較差を、さてそれではその次にどのよう

に当てはめるか、三等級、四等級、それそれ等級がございしますけれども、それそれの等級にどのよう配分をするかという、その次に配分の傾向が出てまいります。それは、民間の配分の傾向であるとか組合の意見とかいろいろものを聞きまして、それでこの辺の等級はこれだけ上げるのが適当であらうというところで、全体として官職の職務の複雑、困難、責任の度、それぞれに合致したものであるといふふうには見ている次第とございします。

○飯田忠雄君 そうしますと、それは生活費の問題ではなくて、ある役職ならこれだけの給料が必要だといふふうには判定なさつて決められたんですね。いいかげんにこのあたりだろうというふうなじやなしに、課長には、一等級の課長はこうだ、こういふふうには決められたというものであります。か。○説明員(吉岡博之君) お答え申し上げます。実際の等級別につきましましては、たとえば本省庁

の課長であれば大体一等級か二等級、本省庁の課長補佐であれば、二等級も若干ございますけれども、三等級から四等級というふうなそれぞれ職務に応じて等級が振り振られているわけでございまして、したがって、それぞれの課長の職務、課長補佐の職務あるいは係長の職務、それに就いて給与が定められているところでございまして、個別にさらに昇給という制度がございましたりいたしますから、何のたれべえが幾らであるというように、今までは簡単に申せませんけれども、全体として職務に応じて給与は決められていまして、そういうことでございまして。

○飯田忠雄君　そうしますと、職務に応じて俸給は決められておると。それは、その職務にはそれがふさわしい俸給であるということでございますね。だから、それよりも低ければふさわしくない、不足な俸給だということになりますね。

○説明員(吉岡博之君)　大体おっしゃるとおりでございます。

○飯田忠雄君　このたびの御提案になりましたこの法律、裁判官の報酬に関する法律の提案理由を見ますと、特別職の職員に適用するものが上がったから、あるいは一般職の職員の給与に関する法律によってそれが増額になったから、だからそれに準じて裁判官のものも上げる、こう書いてございますね、提案理由。そうなっていますね、大体の話が。そうしますと、いま人事院のお方の話では、人事院勧告がその相当な額だと、こういうふうなお話でございました。このたびの人事院勧告を政府では勧告どおり受け入れておやりになっておるのでしょいか、お尋ねします。

○説明員(吉岡博之君)　お答え申し上げます。

去る八月に人事院勧告を国会に申し上げましたのは、平均六・四七%の引き上げということでございました。現在の人事院勧告そのものは、公務員について憲法に保障されている労働基本権を制約するという点に對する代償措置として定められております重要な制度でございまして、給与の

ほとんど唯一の改善の措置であるということで、ここ十数年、公務員の労使関係の安定、あるいは高い士気の保持、あるいは公正かつ能率的な公務の運営等に欠くことのできないものというところで、完結した制度だというふうな思っているわけでございまして。

○飯田忠雄君　人事院勧告がそのまま政府の方で取り入れられていないということでありまして、そのでき上がった俸給表、つまり提案されておる一般職の方の俸給表はその役職にふさわしい俸給とは必ずしも言えないということでございますね。

そうしますと、この裁判官の報酬に関する法律ですが、それが一般職とか特別職の国家公務員法に基づく俸給表、それに右へならえをしたのでは、実は憲法が保障するところの相当額を支給するということにならないのではないかと思われまが、この点についていかがでしょうか。これは法務省の方の見解を聞きます。どうですか、法務大臣。

○説明員(菊池信男君)　ただいまの点でございしますが、相当な報酬ということの決定要素については非常にいろいろなファクターがございまして、そういうものの総合判断の結果出てくることでございまして、その相当額という概念自体、相当幅のある概念であると思えます。したがって、人事院勧告の指摘されるような内容の給与における官民較差あるいは物価の変動等という事情があったといたしまして、そういうような事情があるということから直ちに総合評価の結果出てまいりますところの相当額の概念に影響が出てくるというふうには必ずしも言い切れないだろうというふうに思っています。

○委員長(大川清幸君)　飯田君、時間ですから……。

○飯田忠雄君　はい、わかりました、もう最後ですから。

憲法で相当額の報酬を与えらるゝとなっております

が、この相当額というのは生活費の問題じゃないでしよう。裁判官にふさわしい報酬を与えるです。ね。ふさわしい、評価の問題です。それを、たとえば普通の裁判官の報酬がそれに見合う一般職の官吏の俸給とあります場合に、人事院の方で一般職の官吏の俸給はこれだけのものがふさわしいんだ、こう言うたのを政府でそれよりも低くした場合、それに右へならえした裁判官の報酬というものは、結局相当額にならないんじゃないかという疑いが生じますが、そうしますと、それは憲法に違反するんじゃないかということになりますか、いかがですか。

○国務大臣(森野章君)　裁判官、これは憲法上の地位を持っておりますから、おっしゃる通りにそれにふさわしい立場を保持せざるやならぬ、それは報酬もその一つだと思えます。そこに一般公務員と司法官とを区別した理由があるわけですね。ところが、最初の区別とだんだん差が縮まってきたという過去の今日の歴史がちょっとあるんです。これは私は大変困ったことだと思っております。これは、もと開いた程度の開き方が妥当かどうかという問題がありますけれども、とにかく開いたものが月日とともにだんだん狭くなってきたということ、たとえば調整手当てとかなんか、いろんな名目でくっつけているようなところもありましたけれども、やっぱりきつと報酬でそれだけのものをしないと、裁判官の地位、それからまたその地位を保持するゆえんにもならぬし、また大事な立場でありますから、いい人もまたそこへ入ってくるようにせにやならぬ、報酬というものはそういう作用があるわけですから、正直言つて。

そういう意味において、裁判官と、それからまた準ずる立場にある検察官の俸給の問題については、今日までの経過ではそういうようなことがあるので、いま少し根本的にひとつ考えてみる必要がある。これは外国の例にしても、日本の過去の歴史の経過にしても、そういうものを、資料を十

分検討して、そしてことしの人事院勧告云々というそんな短期的な見方じゃなくて、もう少し日本の将来にわたっての問題として基本的に考えてみようというところで、実は事務的にこれからプロジェクトチームでもつくってやってみようじゃないかと、こういうことを実は指示しているような次第でございまして、先生のおっしゃるような方向に、恥ずかしくない方向にやっぱり打ち立てていかなければならぬ、こう考えております。

○飯田忠雄君　終わります。

○委員長(大川清幸君)　ちょっと速記をとめてください。

〔速記中止〕

○委員長(大川清幸君)　速記を起してくだされ。

本日の審査はこの程度にとどめ、明二十七日午前零時五分から委員会を開会することとし、これにて散会いたします。

午後十一時四十六分散会

十一月二十四日本委員会に左の案件が付託された。

一、裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案

一、検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案

裁判官の報酬等に関する法律(昭和二十三年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。

第十五条中「九十一万円」を「九十二万八千円」に、「七十四万五千円」を「七十六万円」に改める。

別表を次のように改める。

検 査 事														次 長	東京高等検察庁検事長	その他の検事長								
事																								
四号	三号	二号	一号	二十号	十九号	十八号	十七号	十六号	十五号	十四号	十三号	十二号	十一号	十号	九号	八号	七号	六号	五号	四号	三号	二号	一号	
三〇八、六〇〇円	三四一、八〇〇円	三五九、一〇〇円	四五四、〇〇〇円	一五八、九〇〇円	一六五、八〇〇円	一七七、三〇〇円	一八五、三〇〇円	二〇五、四〇〇円	二一四、五〇〇円	二三〇、三〇〇円	二四四、五〇〇円	二六四、五〇〇円	二八五、八〇〇円	三〇八、六〇〇円	三四一、八〇〇円	四一二、〇〇〇円	四五四、〇〇〇円	五〇六、〇〇〇円	五五九、〇〇〇円	六四九、〇〇〇円	七六〇、〇〇〇円	八一四、〇〇〇円	九一八、〇〇〇円	九三八、〇〇〇円

副 検 査 事		五号	六号	七号	八号	九号	十号	十一号	十二号	十三号	十四号	十五号	十六号
二八五、八〇〇円	二六四、五〇〇円	二四四、五〇〇円	二三〇、三〇〇円	二二四、五〇〇円	二〇五、四〇〇円	一八五、三〇〇円	一七七、三〇〇円	一六五、八〇〇円	一五八、九〇〇円	一四八、三〇〇円	一三九、七〇〇円		

附 則

- この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の検察官の俸給等に関する法律（以下「新法」という）の規定は、昭和五十八年四月一日から適用する。
- 新法の規定を適用する場合においては、この法律による改正前の検察官の俸給等に関する法律の規定に基づいて支給された俸給その他の給与は、新法の規定による俸給その他の給与の給与とみなす。

十一月二十四日本委員会に左の案件が付託された。

- 末期医療の特別措置法制定に関する請願（第二二五八号）（第二三二一四号）（第二四五六号）（第二五七五号）
- 再審法改正（刑事訴訟法の一部改正）に関する請願（第二二七九号）

第二二五八号 昭和五十八年十一月十七日受理

末期医療の特別措置法制定に関する請願

請願者 東京都目黒区三田二ノ一〇ノ二二ノ四〇一 橋本弘 外四百七十六名

紹介議員 寺田 熊雄君

この請願の趣旨は、第二二一八号と同じである。

第二三二一四号 昭和五十八年十一月十八日受理
末期医療の特別措置法制定に関する請願
請願者 川崎市宮前区神木二ノ一六ノ一 北山恭治 外七百九十六名

紹介議員 三治 重信君

この請願の趣旨は、第二二一八号と同じである。

第二四五六号 昭和五十八年十一月二十一日受理
末期医療の特別措置法制定に関する請願
請願者 東京都北区西ヶ原一ノ二七ノ三ノ六〇八 佐羽城治 外六百六十名

紹介議員 高木健太郎君

この請願の趣旨は、第二二一八号と同じである。

第二五七五号 昭和五十八年十一月二十一日受

理

末期医療の特別措置法制定に関する請願

請願者 東京都千代田区神田小川町一ノ一

一浜繪ビル 太田典礼 外六百八

十二名

紹介議員 安井 謙君

この請願の趣旨は、第二一八号と同じである。

第二七二九号 昭和五十八年十一月二十二日受

理

再審法改正（刑事訴訟法の一部改正）に関する請願

請願者 埼玉県本庄市千代田二ノ七ノ一六

横尾正彦 外九百八十八名

紹介議員 橋本 敦君

開かずの門といわれた再審の扉も、白鳥事件の最高裁判所の決定以来、いくつかの事件について開かれ、無実の者の救済が図られてきた。特に免田事件は再審により無罪が決定し、財田川事件、松山事件とあいついで無実を訴える死刑囚の再審開始が決定され、また、島田事件では審理の差戻し決定が出されたのはかつてないことである。しかし一方では牟礼事件、帝銀事件、狭山事件、丸正事件などの再審請求が棄却され、再審への道が平坦なものではないことも示されている。世論も、ようやく関心が高まり、日本弁護士連合会なども、再審法改正案を提案したが、国会での審議はすすんでいない。現行再審法（刑事訴訟法第四編）のなかでもつとも争いとなるのは、証拠の新規性・明白性についての判断であるが、これを狭く解釈しようとする裁判官の姿勢が、無実の者の救済を阻み続けてきたと言つても過言ではない。最高裁判所の白鳥決定は、この点について画期的な判断を示している。この白鳥決定の趣旨をとり入れ、再審の開始を不可能に近くしている証拠の新規性・明白性の基準を改正し、更に、十九条しかない現行再審法の、多くの不十分さを含んでい

る手続き等の規定についても、速やかに改正すべきである。現在、なお二十年以上にわたつて無実を訴え、再審を求めている者は、枚挙にいとまがないが、一人のえん罪もあつてはならないということは民主主義の根幹といえる。ついでに、国家の権威より人権の保障を優先させる再審制度のあるべき姿を貫くため、法の抜本的改正を緊急に行われない。

昭和五十八年十二月六日印刷

昭和五十八年十二月七日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局